

## 昭和61年度 沖縄海区漁業調整委員会開催状況

	開催日時・場所	議 題	内 容
第1回	S61.7.18	(1)浮魚礁の敷設承認について	敷設承認申請された36基の中に、ブロック自主調整協議会の同意の内容と異なるものがあり、再審議することとなった。
第2回	S61.8.1	(1)浮魚礁の敷設承認について	敷設承認申請された33基を承認した。
第3回	S61.12.10	(1)承認された浮魚礁の制限条件等について	承認後あるいは流失後1年を経過しても敷設しない浮魚礁の承認は取り消す。また、各種届けの提出期限は10日とする。
		(2)底立て延縄漁業等の許可漁業への移行について	底延縄、底立て延縄漁業は現在自由漁業であるが資源の枯渇、底魚一本釣漁業とのトラブルが懸念されるため、許可漁業への移行について検討していく。
		(3)潜水器漁業の許可の取扱いについて	潜水器漁業の許可の取扱いを定め、許可の抑制を検討していく。
第4回	S62.1.20	(1)浮魚礁の敷設承認について	敷設承認申請された31基を承認した(この内2基は条件付)。
		(2)底立て延縄漁業等の許可漁業への移行の諮問について	前回の委員会で検討事項となった底立て延縄漁業等の許可漁業への移行について正式に諮問したが、継続審議となった。
		(3)底魚一本釣漁業の許可の取扱いについて	底魚一本釣漁業は知事許可漁業となっており、県内に住所を置く漁船に限り許可する取扱いとなっているが、今後他県船許可の取扱いについて調査検討していくこととなった。
第5回	S62.3.26	(1)浮魚礁敷設の取り消しについて	遊休化している浮魚礁の承認については、各敷設者から自主的に取り消し申請をさせるほか、1年間敷設しないものについては承認を取り消す。